

見積書

見積合せの年月日（3月11日）を記載してください。

明石市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

業務名 令和8年度 小型電子機器等売払単価契約

日本国の法令および明石市契約規則を遵守し、関係書類並びに現場等熟知の上、下記の金額をもって見積書を提出します。なお、この見積合せは、談合行為（明石市業務委託約款第16条第1項各号の規定による受託者の違法行為をいう。）によるものでなく、これに違約して契約を締結したことが認められた場合には、同条の規定に従うことを誓約します。

合計見積金額（¥マークは必ずつけること）

			百万			千			円

※見積金額の内訳（単価は1kgあたりの税抜金額を記載すること）

品目	推計量 (kg)	単価（円/kg） （税抜）	推計量 × 単価（円） （税抜）
A品目	9,700	円	円
B品目	800	円	円
C品目	1,500	円	円
D品目	25,000	円	円
合計見積金額（税抜）			円

<留意事項>

契約にあたっては、太枠内の単価の値を基礎とします。

- (1) 小型電子機器等の売払いの契約となるため、買取り金額は原則正数表記（小数点なし）で記入すること。
- (2) 金額は訂正しないこと。また、内訳欄には、別紙の品目表を必ず確認の上、各品目の単価および合計金額を記載し、内訳の合計金額と、合計見積金額は必ず一致させること。
- (3) 本契約は単価契約であり、契約にあたっては、上記の太枠内の単価の値を基礎とします。
- (4) 代理人が見積合わせに参加する場合は、委任状を提出の上、代表者の「住所」、「氏名」（代表者印は不要）、代理人の記名、押印をしてください。
- (5) 見積書は必ず本様式を使用ください。本様式以外では失格の対象となります。